

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究科における業務運営に関する覚書

平成24年4月1日付で締結した「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第5条及び第7条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人千葉大学及び国立大学法人福井大学（以下「連携大学」という。）との連携協力により、国立大学法人大阪大学（以下「基幹大学」という。）に設置する大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科（以下「研究科」という。）の業務運営について、各国立大学法人（以下「構成大学」という。）は、次のとおり合意する。

（業務運営の基本）

第1条 構成大学は、研究科の自主性及び自律性を尊重し、研究科の業務運営に積極的に協力し、その充実・発展に努めるものとする。

（教授会）

第2条 研究科における重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会の組織、運営その他必要な事項は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科教授会規程に定める。

（中期目標、中期計画及び年度計画）

第3条 構成大学は、構成大学における中期目標、中期計画及び年度計画の策定に際しては、研究科の業務運営方針等に配慮するものとする。

（業務運営経費）

第4条 基幹大学は、研究科の学生一人当たりに係る経費を、連携大学の学生の受入数に応じて委託金として配分し、連携大学は、その経費を当該業務に要する受託金として処理する。

（人件費の負担）

第5条 研究科を担当する連携大学の教員等に係る人件費は、当該連携大学が負担する。

（施設・設備の利用）

第6条 研究科の学生は、構成大学の施設・設備を利用できるものとする。施設・設備の利用に係る経費の負担は、各構成大学の定めるところによる。

（事務処理）

第7条 基幹大学は、研究科の業務を円滑に遂行するため、事務部門を設置する。

2 連携大学は、研究科の業務を円滑に遂行するため、当該連携大学に研究科事務担当者を配置する。

3 基幹大学の事務部門と連携大学の研究科事務担当者は、相互に協力し、事務処理を行うものとする。

(関連規則等)

第8条 この覚書に定めるもののほか、研究科の業務運営の実施に関し必要な事項は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所規程及び大阪大学大学院学則並びに構成大学の規則等に定めるものとする。

(協議)

第9条 前条によるもののほか、不測の事態又は疑義が生じたときは、構成大学が協議の上、速やかにこれを処理するものとする。

(覚書の変更)

第10条 この覚書の変更は、構成大学が協議の上、総意により行うものとする。

(附帯事項)

第11条 この覚書は、5通作成し、構成大学において各1通を所持する。

(効力)

第12条 この覚書は、平成24年4月1日から効力を有する。

平成24年4月1日

国立大学法人大阪大学長

印

国立大学法人金沢大学長

印

国立大学法人浜松医科大学長

印

国立大学法人千葉大学長

印

国立大学法人福井大学長

印